

# 印鑑登録のしかた

※新宿区役所及び区内の各特別出張所で登録を受け付けます。

登録は新宿区内に住民登録している人に限ります。

## 本人が申請する

### 下欄★の証明のある場合

持参するもの

- 1 登録する印鑑
- 2 本人確認できる証明書等

★運転免許証又は日本国旅券  
(有効期限内のもの)

★官公署発行の身分証明書・許可証  
(写真付きでプレス印又は特殊加工してあり、有効期間内のもの)

★都内で印鑑登録している保証人の保証書  
(新宿区以外の保証人の場合は、  
3か月以内に発行された印鑑登録  
証明書も必要です)

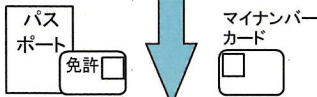
※保証書は必ず保証人が自署・押印してください。  
※保証書の用紙は区役所・出張所に備えてあります。

★在留カード・特別永住者証明書等

★マイナンバーカード(個人番号カード)

★住民基本台帳カード(写真付き)

×保険証での即日登録はできません



即日登録できます

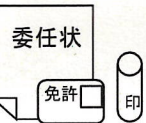
### 下欄★の証明のない場合

持参するもの

- 1 登録する印鑑



即日登録  
できません



ご自宅へ照会書(回答書)を郵送します



照会書が届いたら

### 本人が回答書持参

持参するもの

- 1 登録する印鑑
- 2 回答書
- 3 本人確認書類

(例 保険証  
社員証  
学生証等)

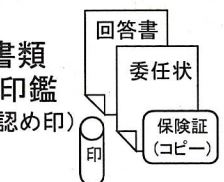


持参するものに  
不足があると  
登録できませんので  
ご注意ください

### 代理人が回答書持参

持参するもの

- 1 登録する印鑑
- 2 回答書
- 3 委任状(印鑑登録証受領)  
(裏面参照)
- 4 登録者本人の本人確認  
書類(コピーでも可)
- 5 代理人の  
本人確認書類
- 6 代理人の印鑑  
(認め印)



登録完了(印鑑登録証をお渡します)

登録には50円の手数料がかかります。  
登録が完了すれば印鑑登録証明書が  
発行できます。(1通につき300円)

印鑑登録証

登録  
番号 L10-00000  
見  
本 新宿区長

公  
印

## 印鑑登録は

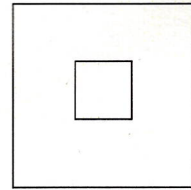
- ☆ 登録できるのは新宿区内に住民登録されている方に限ります。
- ☆ 15歳未満の方は登録できません。
- ☆ 一人一個に限り登録できます。一個の印で二人以上が登録することはできません。
- ☆ 成年被後見人の方は法定代理人(成年後見人)が同行することで申請ができます。どちらかおひとりで手続きをすることはできません。

## 印鑑登録のできない印鑑は

- ☆ 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏又は通称をその文字で表していないもの。
- ☆ 職業、資格等の氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの。
- ☆ ゴム印、その他印材の変形しやすいもの。
- ☆ 印影が不鮮明なもの又は文字の判読ができないもの。
- ☆ 外枠のないもの。

- ☆ 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの。

※原寸大です。



- ☆ 印鑑の輪郭が著しく欠けているもの。
- ☆ 印鑑が極度に摩滅しているもの。
- ☆ 凹凸が逆転しているもの。

## 印鑑登録に適さない印鑑は

- ☆ 機械彫り又は流し込みプレス等により大量に同一型につくられたもの。  
例えば、大量に製造販売されている、いわゆる三文判は、多くの人が同一の印を持っていることがありますので、ふさわしくありません。
- ☆ 指輪のように押印のつど印影が変形するもの。

## 印鑑登録証を失くした時・印鑑登録を廃止する時

- ☆ 印鑑登録証亡失届又は印鑑登録廃止申請を登録者本人が速やかに届出してください。
- ☆ 成年被後見人の方は必ず法定代理人(成年後見人)が同行し、届出をしてください。
- ☆ 登録してある印鑑を変えたいときは、現在の印鑑登録を廃止して、新たに登録していただくことになります。
- ☆ 代理人が届出をする場合には、登録者本人が自署又は記名押印した委任の旨を証する書面が必要です。(委任状の見本参照)

### 委任状

新宿区長あて

住所

氏名(署名) できるだけ登録する印を押してください①

私は下記の者を代理人と定め印鑑の権限を委任します。

代理人 住所  
氏名

- ①登録申請
- ②登録証受領
- ③登録証亡失届
- ④登録廃止届
- ⑤登録証引換交付申請

見本

印鑑登録のお問合せは...